

『第1種放射線取扱主任者試験 マスター・ノート 4th edition』  
『第1種放射線取扱主任者試験 重要問題集中トレーニング 3rd edition』  
法令改正に伴う注意点

「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」が2024年3月7日に改正されました。それに伴い、『第1種放射線取扱主任者試験 マスター・ノート 4th edition』第1刷（2021年3月30日）～8刷（2025年2月20日）、『第1種放射線取扱主任者試験 重要問題集中トレーニング 3rd edition』第1刷（2024年3月30日）～2刷（2024年12月10日）における変更点をお示しします。ご確認のうえ、本書をご利用くださいますようお願い申し上げます。

（2025年4月3日 メジカルビュー社編集部）

『第1種放射線取扱主任者試験 マスター・ノート 4th edition』

ページ	該当箇所	改正前	改正後
p.324	下から11行目	⑥運搬物の運搬経路においては、 <b>標識の設置、見張人の配置等の方法により</b> 、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。	⑥運搬物の運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。
p.369	下から14行目	⑤放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、 <b>その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより</b> 、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。	⑤放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の <b>立入り</b> を禁止すること。

『第1種放射線取扱主任者試験 重要問題集中トレーニング 3rd edition』

ページ	該当箇所	改正前	改正後
p.275	下から9行目	5 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、 <b>その場所の周囲には、縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより</b> 、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。	5 放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の <b>立入り</b> を禁止すること。